

スマートファクトリー伴走支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するスマートファクトリー伴走支援業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

スマートファクトリー伴走支援業務

2 事業の趣旨・目的

県内ものづくり企業においては、熟練技能者の減少、グローバル化の進展や新興国等の台頭による価格競争の激化、世界的な需要の高まりによる原材料・エネルギーコストの上昇などの環境変化に直面しており、生産性向上等による経営基盤の強化や高付加価値化の実現等による競争力強化が喫緊の課題となっている。

このような中で、県内ものづくり企業が、生産性向上と高付加価値化を実現するためには、スマートファクトリー※化やスマートサプライチェーン構築などものづくり企業の DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていくことが有効である。

そこで、本業務では、AI 等未来技術（AI・IoT・ロボット）等に関し知見を有する者（以下、「専門家」という）による伴走支援を行うことで企業のスマートファクトリー化を推進し、生産性向上と高付加価値化等の支援に取り組むほか、取り組み事例を県内に発信することで成果の横展開を図る。

※ スマートファクトリーとは、AI 等未来技術等を用いたデータ活用・分析により製造管理の高度化を実現する工場を指す。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 2 月 28 日（金）

4 業務内容

乙は、甲の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、甲との協議を行い、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) スマートファクトリーセミナー

スマートファクトリー化の有効性・必要性などについて、進め方や中小企業の成功事例を交えて紹介し、DXに係る啓発を行う。

ア 開催時期：令和 6 (2024) 年 7～8 月頃

イ 対 象：県内ものづくり中小企業、関係機関（30 者以上）

ウ 回 数：1 回以上

エ 場 所：現地、オンラインの別を問わない。

(2) スマートファクトリー伴走支援

乙はセミナーに参加した企業を中心に AI 等未来技術を活用したスマートファクトリー化を推進することで経営課題の解決に取り組む意欲ある企業を募集する。また、乙は応募のあった企業に対しヒアリングを行い、企業が抱える経営課題を具体化した上で、その解決に資する専門家をマッチングし、当該専門家が伴走支援しながら企業のスマートファクトリー化を推進するとともに、経営課題の解決を目指す。

ア 対 象： 4 (1) に参加した企業を中心とし、スマートファクトリー化を推進することで経営課題の解決に取り組む意欲ある県内ものづくり中小企業

イ 想定件数：3 社以上

ウ 支援期間：3 か月以上／社

エ 実施方法：(ア) 回 数：月 4 回以上

(イ) 場 所：現地、オンラインの別を問わない。ただし、初回及び月 1 回程度の定例会議は現地で実施。

(3) 成果報告会

本業務でスマートファクトリー化の推進・経営課題の解決に取り組んだ企業の先進・優良事例について、成果報告会を開催し県内企業をはじめ関係機関(市町村や商工団体等)に向け発信する。

なお、効果的な業務実施のため、身近な企業の取組事例(スマートファクトリー実証モデル事業補助金を活用した企業の成果報告等)についても交えることで、さらなるDXの普及を図る。

ア 開催時期：令和7(2025)年1～2月頃

イ 対 象：県内企業及び関係機関、その他DXに関心を有する者(30者以上)

ウ 回 数：1回以上

エ 開催場所：現地及びオンライン(ハイブリッド開催)

(4) 付随業務

(1)～(3)の業務に関し、これらに付随する業務、特に5業務の運営及び成果物の提出に掲げる業務については甲と協議の上、決定し、実施すること。

5 業務の運営及び成果物の提出

(1) 運営体制

乙は、当該業務のマネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。

なお、運営においては甲の要求に応じて即座に対応できる体制を整えとともに、本業務全体の進行管理を行う業務責任者を定め、事業運営や進捗管理等必要事項に関する甲との調整や報告について、責任をもって対応すること。また、本業務の企画・運営に係るスタッフの人数は、業務責任者を含め2名以上配置することとし、業務開始までに、体制について任意の様式で甲に提出すること。

(2) 実施計画書

乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的なスケジュール及び業務内容について甲と協議の上、「実施計画書」(任意様式)を作成して甲に提出すること。

(3) 広報活動

乙は、各業務の周知用Webページ、チラシ(PDF等の電子データ)等を契約締結後速やかに作成し、各関係機関に広報すること。また、上記以外にも効果的な広報手段について検討し、具体的なアイデアを提案すること。

なお、広報物の内容はすべて事前に甲と協議し、内容の確認を受けること。

(4) 事業概要動画の作成

乙は、上記4(1)～(3)の業務概要、参加要件、応募方法等の説明を含む説明動画を作成し、Webページに掲載すると共に、甲に動画データを納品すること。また、動画視聴から応募に円滑につながる方法については、乙の提案に基づき、甲と協議の上決定すること。

なお、動画内容や本数については、甲と協議の上決定すること。

(5) 伴走支援事業に係る専門家の選定

乙は、伴走支援を実施する企業(以下、「実施者」という)のスマートファクトリー化における課題を抽出し、必要な専門家のスキルを明確化すること。また、実施者と専門家とのマッチング方法、活用するマッチングプラットフォーム及び専門家の選定方法については、乙の提案に基づき、甲と協議の上決定すること。

なお、専門家の選定及び伴走支援の進捗確認やサポートを行うため、実施者決定後、当該企業へのフォローアップは、乙が月に1回以上実施すること。また、必要に応じ専門家へのヒアリングも実施すること。

(6) 配布資料等の事前確認

各業務で配布される資料(研修テキスト、レジュメ等)については、事前に甲と協議し、内容の確認を受けること。

(7) アンケート調査の実施

乙は、上記4(1)～(3)の各業務において、参加者及び実施者にアンケート調査を実施し、回収及び集計するとともに、実施効果について分析し、甲に報告すること。

(8) 支援事例集の作成

乙は、本業務の支援の成果を県内企業等へ横展開するため、伴走支援実施者の課題、支援内容、実施者の成果等をまとめた支援事例集（PDF等の電子データ）を作成し、Webページに掲載すると共に、甲に動画データを納品すること。

なお、構成については、甲と協議の上決定すること。

(9) 定期報告

乙は、毎月10日（10日が土日・祝日の場合は平日まで前倒しする）までに、前月末までの事業実績、今後実施予定の事業の準備状況及び必要な報告事項等を取りまとめ、甲へ提出すること。報告様式は任意とするが、初回報告までに甲と協議すること。

(10) 成果物

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出するとともに、本業務内容に関連して収集・取得した基礎情報、アンケート等の調査結果、バックデータ、その他調査結果の根拠・裏付けとなるデータを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

なお、提出を受けたデータの所有権は甲に帰属するものとし、提出を受けたデータは県の産業振興施策を検討する目的の範囲内で、甲及び甲から別途委託を受けた受託者が編集及び加工できるものとする。

(11) その他

甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

7 その他

- (1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に甲の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。
- (5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (6) 上記（5）に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (9) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (10) 本業務は、会計実施検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。
- (11) 本業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ Society5.0型）を財源として実施する事業であるため、事業終了後、甲の求めに応じて、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。